



福井市児童育成支援拠点運営業務
実施事業者募集要項

令和8年3月

福井市

募集要項目次

1	募集概要	1
2	参加資格	2
3	委託料	3
4	申請に関する事項	4
	（1）スケジュール	4
	（2）募集要項等の公表	4
	（3）質問の受付及び回答	4
	（4）参加申込書等の提出	4
	（5）参加資格審査結果通知書の送付	5
	（6）企画提案書等の提出	6
	（7）審査委員会（選定方法）	7
	（8）選定結果の通知	8
	（9）申請上の留意事項	8
5	失格事項	9
6	受託者の確定	9
7	担当部署（提出・問合せ先）	9

1 募集概要

(1) 目的

本業務は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする、児童福祉法第6条3第20項に規定する「児童育成支援拠点事業」です。

本事業の実施について、豊富な情報・経験・知識を有し、業務遂行能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めます。

(2) 業務名 福井市児童育成支援拠点運營業務

(3) 募集内容

- ・ 募集事業者数 1 者
- ・ 委託期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
※ 受託者の準備が整った場合には、市と協議の上、令和8年7月1日以降において委託開始時期を前倒しすることができます。
- ・ 業務内容 別紙「福井市児童育成支援拠点運營業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 実施場所 福井市内 1 拠点 ※ 事業者自らが所有する又は賃借する物件において実施すること。

(5) 留意事項

本プロポーザルは、福井市の令和8年度当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付業務であり、予算の成立がない場合には効力を発しません。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 市内に所在地を有する法人であること。
- (2) 児童福祉事業又は、それに類する事業を3年以上実施している業務実績があること。
- (3) 業務に必要な専門的能力を有する従事者を配置し、仕様書に基づき本業務を適切に遂行できること。
- (4) 公表日から受託候補者特定日までの間、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止又は指名除外を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (9) 参加申込みをする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (10) 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。
- (11) 参加者及びその代表者が、税（国税、県税及び市税）等を滞納していないこと。
- (12) 本事業に従事させる職員の中に、児童生徒性暴力等を理由として資格取消し等の処分を受け、児童福祉法に定める特定登録取消者に該当する者がいないこと。

3 委託料

本プロポーザルにより選定された受託者には、事業の運営に要した費用と、市の予算で定める額のいずれか低い額を市が委託料として支払います。

なお、委託料上限額は、仕様書の内容に係る規模を示した概算であり、予算を確約するものではありません。

受託者決定後、市と受託者による協議の上、仕様書の変更や減額等を行う場合があります。

項目	委託料上限額（予定） ※5 8か月分（令和8年8月～令和9年3月）
基本分（週3日以上開所）	6,400,000円
専門職員配置加算 ※1	1,440,000円
送迎加算 ※2	480,000円
賃借料補助加算 ※3	400,000円
開設準備経費（初年度のみ） ※4	1,000,000円
計	9,720,000円

※1 仕様書4（10）ウの心理療法担当職員又はエのソーシャルワーク専門職員を週1日以上配置した場合に加算

※2 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施した場合に加算

※3 事業実施場所が賃貸物件の場合に加算

※4 備品等の購入や既存の建物を改修する場合に加算（ただし建物の躯体をいじるものは含まない。また送迎用車両の購入は対象外）

開設準備経費は、委託契約締結後に実施し、令和8年度内に支払われたものが対象となる。開設準備経費として年度内に支払いを行ったことを証する書類を支払後速やかに提出すること。

※5 令和8年7月1日以降から前倒しして事業を実施する場合の委託料（開設準備経費を除く。）については、前倒し期間に係る委託料を月額上限1,090,000円とし、実施期間が1か月未満の場合は日割計算により算定した額を支払うものとする。

4 申請に関する事項

(1) スケジュール

募集要項等の公表	令和8年3月11日(水)
質問の受付	令和8年3月23日(月) 12時まで
質問に対する回答(市ホームページ掲載)	令和8年3月30日(月)(予定)
参加申込書等の提出	令和8年4月6日(月) 12時まで
参加資格審査結果通知書の送付	令和8年4月13日(月)(予定)
企画提案書等の提出	令和8年4月23日(木) 12時まで
審査委員会	令和8年4月下旬(予定)
選定結果の通知	令和8年5月上旬(予定)
事業開始	令和8年8月1日(土)

※スケジュールは変更になる場合があります。

(2) 募集要項等の公表

公表期間 令和8年3月11日(水) から令和8年4月6日(月) まで

※ 募集要項等は市ホームページよりダウンロードできます。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票(様式第8号)に記入し、質問受付期間内に、「7 担当部署(提出・問合せ先)」に記載のアドレスあて電子メールで送付してください。なお、その他の方法(電話・来訪等での口頭等)による質問は受け付けません。

質問受付期間 令和8年3月11日(水)～3月23日(月) 12時まで

質問に対する回答 令和8年3月30日(月)(予定)に市ホームページ上に掲載します。

(4) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出してください。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。なお、参加申込にかかる一切の費用は、参加申込書等を提出した者(以下「応募者」という。)の負担とします。

ア 提出書類

次表に掲げる書類「正本：①～⑨」1部を提出してください。

ｲﾝﾃｯｸｽ	提出書類名称	様式
①	参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	法人等概要	様式第3号
④	事業実績(同種事業又は類似事業の実績) ※事業実績を示す書類(契約書、報告書等の写し)を添付	様式第4号

⑤	定款又は寄附行為（最新のもの・写し可）	任意様式
⑥	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの・写し可）	各種証明書
⑦	法人の決算関係書類 （資金収支計算書、事業活動収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、財産目録など） ：直近3事業年度分（写し可） ※ 法人税の申告義務がある場合には、法人税申告書（別表・決算書を含む。）直近1期分を併せて提出すること。	任意様式
⑧	納税証明書 ・国税 未納がないことの証明（「法人税」及び「消費税等」） ・県税 滞納がないことの証明 ・市税 滞納がないことの証明（全税目で法人市民税の記載のあるもの）（直近2年分） ※ 参加申込書提出日の3か月以内に発行されたもの（写し可）	各種証明書
⑨	組合員名簿及び組合定款 ※ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合	任意様式

なお、書類にあたっては次の（1）、（2）の要領で作成、提出してください。

- （1）フラットファイル（A4版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に「福井市児童育成支援拠点事業業務 参加申込書」及び事業者名を記入してください。
- （2）インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページをつけて貼付してください。
※ ファイル内の書類はホチキス等でとめないでください。

イ 受付締切

令和8年3月11日（水）から4月6日（月）12時まで

※ 土曜日、日曜日を除く。

ウ 提出場所

福井市こども未来部こども家庭センター

福井市城東4丁目14番30号（福井市健康管理センター内）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

（5）参加資格審査結果通知書の送付

応募者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和8年4月13日（月）（予定）

イ その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加申込書等提出先まで提出しな

ければなりません。

市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、参加資格が認められた場合、次のとおり企画提案書等を提出してください。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。なお、企画提案書等の提出にかかる一切の費用は、企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）の負担とします。

ア 提出書類 正本1部、副本8部

次表に掲げる書類「正本：①～⑨」1部、「副本：①～⑨」8部を提出してください。

なお、書類にあたっては次の(1)、(2)の上で作成・提出を行ってください。

(1) フラットファイル（A4版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に「福井市児童育成支援拠点事業業務 企画提案書」及び事業者名を記入してください。

(2) インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページをつけて貼付してください。

※ ファイル内の書類はホチキス等でとめないでください。

※ インデックス②及び③については、参加申込書に添付したものの写しを添付して提出してください。

インデックス	提出書類名称		様式
①	企画提案書		様式第5号
②	法人等概要		様式第3号
③	事業実績（同種事業又は類似事業の実績）		様式第4号
④	事業計画書		様式第6号
⑤	収支予算書		様式第7号
⑥	開所予定場所の周辺地図と開所予定施設の平面図		任意様式
⑦	開所予定施設の概略がわかる写真		任意様式
⑧	開所予定施設の耐震性があることを証明する書類等		証明証
	建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物	実施施設の建物年月が確認できる書類（検査済証、重要事項証明書などの複写に原本証明）	
	それ以前に建築された建物	耐震性があることを証明する書類（耐震診断結果など。ただし、旧耐震基準の建物を利用して業務を実施する場合に限る。）	
⑨	開所予定施設の賃借料がわかる書類及び確約書等（取得又は賃借が確実に見込まれる根拠） ※賃貸借物件で業務の実施を予定している場合に限る。		任意様式

イ 受付期間

令和8年4月14日（火）から4月23日（木）12時まで

※ 土曜日、日曜日を除く。

- ※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。
- ※ 書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に「7 担当部署（提出・問合せ先）」へご連絡いただき、日程調整の上、お越してください。

(7) 審査委員会（選定方法）

受託候補者の選定にあたっては、市は外部委員を含めた審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が「ウ 審査基準」により提案内容の評価（採点）をし、点数により優先順位を決定します。

委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対してプレゼンテーションを実施し、委員会はヒアリングを行います。ただし、提案者が多数あった場合、委員会による書類審査を行い、上位数者を対象にプレゼンテーションを実施します。

評価（採点）による結果が上位2位までの者を受託候補者、次点受託候補者とします。

評価総点数において同点の者があった場合は、「ウ 審査基準」の内「運営体制」の点数により当該同点者の順位を決定します。「運営体制」の点数が同点の場合には委員長の判断により決定します。

なお、評価の総点数が72点未満の場合は、受託候補者として選定しません。なお、提案者が1者のみの場合であっても、委員会による評価を実施します。

ア 実施日 令和8年4月下旬（予定）

※ 参加資格審査結果通知書にあわせ実施会場、実施時間を通知します。

イ 実施方法

プレゼンテーション、ヒアリング・質疑応答

- ・ 持ち時間は30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング・質疑応答15分）としますが、進行スケジュールにより変更することがあります。
- ・ 出席者は3名以内とします。
- ・ プレゼンテーションは、本業務の責任者又は担当者が行うこと。
- ・ 内容は、企画提案書に沿ったものとします。
- ・ 審査の順番は、企画提案書を受け付けた順番の逆とします。
- ・ 使用するPC、ケーブル等を持参してください。スクリーン、プロジェクターは市が準備します。
- ・ 当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めません。

ウ 審査基準

		評価項目	点数
基本事項	基本方針・運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施者としてふさわしい応募動機、基本理念等を有しているか ・支援する職員の役割や専門性についての理解が示されているか ・事業継続に必要な財政基盤が確保されているか ・業務実施に活かせる業績があるか 	40
運営体制	運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置計画は適正か ・初任者研修、外部研修などの計画があるか ・事故、防犯防災対策の計画は具体的かつ適当か ・衛生管理体制は具体的かつ適当か ・個人情報漏洩防止体制は具体的かつ適当か ・運営収支は具体的かつ適当か 	80
	児童等支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への支援内容は具体的かつ適当か ・保護者への情報提供や相談支援は具体的かつ適当か 	
	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有などの連携体制は具体的かつ適当か ・苦情・要望への対応体制は具体的かつ適当か 	
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案が現実的で実行可能か、児童の最善の利益の保障と健全な育成向上につながる内容か 	
			計 120

※事業開始時期に関する評価は行いません。

(8) 選定結果の通知

選定結果については、提案者全者に対して令和8年5月上旬（予定）に書面にて通知するとともに、市ホームページで公表します。

(9) 申請上の留意事項

- ・提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、誤字の訂正ややむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとします。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。
- ・書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者及び提案者の負担とします。
- ・福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- ・書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出してください。
- ・本プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載します。

5 失格事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、候補者として選定を受け、また受託者となることができません。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
 - カ 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する場合
 - キ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する場合
 - ク 福井市非常勤特別職員が役員等に従事している者（ただし、各種審議会等委員は除く。）
 - ケ 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを市が確認した場合
 - コ 宗教活動や政治活動又は営利を目的とした法人又は団体である場合
 - サ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人又は団体である場合
- (2) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成11年12月20日施行。）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていない者は、受託者となることはできません。

6 受託者の確定

- (1) 市は選定結果の通知後、選定した受託候補者と委託契約の内容・事業開始に向けて協議した上で、名簿に登録されていることを条件に、受託者として確定します。なお、協議に必要な書類は、市の依頼により受託候補者が適宜準備することとし、その費用は受託候補者が負担するものとしします。
- (2) 市は受託候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わない場合又は協議の過程で受託候補者が辞退した場合は次点受託候補者と協議した上で、名簿に登録されていることを条件に、受託者として確定します。なお、次点候補者が準備に要した費用の補償は行わないものとしします。
- (3) 受託者として確定した後、市と受託者は、本事業の実施にかかる令和8年度当初予算の成立を要件として委託契約を締結するものとしします。なお、当該予算案の可決が得られない場合には、本プロポーザルによる選定結果は無効となります。その場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとしします。

7 担当部署（提出・問合せ先）

福井市城東4丁目14番30号

福井市こども未来部こども家庭センター（福井市健康管理センター内）

TEL：0776（20）5337

電子メール：kodomokatei@city.fukui.lg.jp